

募集要項等に関する質問（参加資格関係以外）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項目	細目	項目名			
1	要求水準書	3	2	(1)	3)				美和ダム再開発事業の概要	今後の美和発電所の運転は既往と同様な条件と考えればよろしいですか。	・洪水期における発電可能容量が減少しました。 ・守秘義務に関する誓約書提出者に対し、追加で資料を配布します。 ・追加開示資料「平成30年度美和ダム再開発に伴う影響検討業務(美和発電所発電への影響検討)」をご覧ください。
2	要求水準書	3	2	(2)	3)				美和ダム再開発事業の概要	美和ダム再開発事業による上流美和発電所の発電運用変更の具体的な内容(水運用)を教えてください。	No.1をご覧ください。
3	要求水準書	4	2	(1)	4)				高遠ダムの概要	「高遠ダムのゲート設備は老朽化が進んでおり、本事業とは別に、県が大規模改修を予定している。」とありますが提案のみで良いでしょうか。	同調作業として別途改修を計画しています。本工事において提案は不要です。
4	要求水準書	4	2	(1)	5)				春近発電所 最大取水量	・「新山川取水口から導水路暗渠部へ注水」はどれを指すのでしょうか。(P.5の図-2.5には示されていない) ・最大取水量19.0m ³ /sには新山川取水口からの流入量も含むと考えて宜しいですか。	現在新山取水口からの取水は実施していませんので省略しています。 P7 図-2.6「高遠ダムの取水後の関係図」をご覧ください。
5	要求水準書	5	2	(1)	5)	①			春近発電所 最大取水量	「ただし、藤沢川取水口から貯水池に注入された流水を貯留することまたはこれを取水することについては、この限りではない」とありますが、藤沢川取水口から高遠ダムへの流入量をご提示ください。	守秘義務開示対象資料、4使用水量データ、1高遠ダム管理月報(H19～30)の流入量欄「藤沢川注水量」が該当します。
6	要求水準書	5	2	(1)	5)	③			図2.6 高遠ダムの取水後の関係図	高遠ダムからの農業用水分量を期別にご提示ください。	要求水準書 P5 ◇三峰川沿岸土地改良区連合事業をご覧ください。
7	要求水準書	5	2	(1)	5)	③			図2.6 高遠ダムの取水後の関係図	新山川取水分水施設における農業用水分量を期別にご提示ください。	守秘義務開示対象資料、8.協定・覚書関連資料、1-2_水利使用許可(三峰川沿岸土地改良区連合)P4の最大取水量等表の「注水用」が該当します。
8	要求水準書	6	2	(1)	5)	③	ア)		かんがい補償設備	・第2横坑分水口のかんがい期に「隧道水位を上水槽水位で+26cm以上確保」とありますが、上水槽のどこの高さから+26cmなのでしょう、あるいは具体的な水位標高をご提示ください。 ・第2横坑分水口の非かんがい期の「上水槽水位は一定以上確保」とありますが、具体的な最低水位をご提示ください。	・守秘義務に関する誓約書提出者に対し、追加で資料を配布します。 ・追加開示資料「1_春近発電所 第2横坑 ～ 上水槽 水位関連図」をご覧ください。 ・上水槽角落しゲートで+45cmを確保しています。
9	要求水準書	6	2	(1)	5)	③	ア)		かんがい補償設備	「※隧道側壁から分水しているため、かんがい期間中は、隧道推移を上水槽で+26cm以上確保しなければならない。なお、第2横構からの分水は1年を通じて必要であるため、非かんがい期においても上水槽推移は一定以上確保する必要がある」と記載されていますが、補強に影響があると思われそうですが、施工期間中常時水があるのでしょうか。	非かんがい期に用水供給停止することは可能ですが、停止期間については共同事業者等と協議を行い支障の無いよう工事を実施してください。

募集要項等に関する質問（参加資格関係以外）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	細目	項目名		
10	要求水準書	6	2	(1)	5)	③	ア)	かんがい補償設備	9の質問において水がある場合、具体的な放水庭の水の状態(水位など)についてご教示願います。	・放水庭で作業する場合、隧道湧水が常時余水管から流入するため、水替え工が必要です。 ・放水庭の水位は、天竜川の背水の影響を受けるため一律ではありませんが、通常時は30cm程度の水深です。
11	要求水準書	7	2	(1)	5)			図-2.6 高遠ダムの取水互の関係図(上水槽の最大取水量)	図-2.6に上水槽の最大取水量は19.00m ³ /sと表記されていますが、上流の導水路や上水槽から分水する農業用水への維持水量を差し引いた上での可能最大取水量と考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
12	要求水準書	8	2	(1)	6)			春近発電所 使用水量実績	・過去10年間の最大取水量19.0m ³ /sを含む各年月ごとの日単位「取水量」データをご提示ください。	守秘義務開示対象資料、4.使用水量データ、1.高遠ダム管理月報(H19～30)の放流量欄「春近発電所使用水量」が該当します。
13	要求水準書	11	2	(3)				工事の目的	現在は「・・・最大使用水量を使わなくても最大出力が得られており・・・」とありますが、春近発電所の最適化を考慮して最大使用水量を減らした提案は可能ですか。	可能です。 ただし、国土交通省等、関係省庁との協議は、県が行う予定であるため、関係省庁に対して確認が必要な事項があれば、対面質疑にて質問ください。
14	要求水準書	11	2	(3)				工事の目的	災害に強い設備の構築には、本事業の範囲外である導水路やこれに関連またはそれ以外の周辺地盤・既存施設の安全性が必要であることは明らかなです。今回の提案では、募集要項p15の図-2.11に示された事業範囲のみの再整備内容とし、それ以外の施設および周辺地盤については考慮しないものとしてよろしいですか。	将来的に施設に影響を及ぼすことが予見される周辺地盤等については、提案の中で考慮してください。
15	要求水準書	11	2	(3)				工事の目的	IoTやAIなどの最先端技術を用いた保守管理性の提案について、p15 図-2.11に示された事業範囲を対象とした提案内容が求められているという理解でよろしいですか。	貴社のご理解が基本ですが、その他の提案を妨げるものではありません。
16	要求水準書	11	2	(3)				工事の目的	長野県では、次の60年という考えがあるようですので事業期間は60年と考えればよろしいですか。	今後60年以上運用することを想定しています。
17	要求水準書	11	2	(3)				現在最大使用水量を使わなくても最大出力が得られている	左記の状態における運転状況(流量、落差(取水・放水位)、水車発電機効率等)についてご開示願います。	・守秘義務に関する誓約書提出者に対し、追加で資料を配布します。 ・追加開示資料「3_平成21年度2号水車効率試験報告書」をご覧ください。
18	要求水準書	11	2	(3)	1)			出力増強による供給電力量の向上	出力増強による系統への影響について、電力会社との協議状況についてご教示願います。増強の上限値の指定等制約条件があれば併せてご教示下さい。	制約はありません。

募集要項等に関する質問（参加資格関係以外）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項目	細目	項目名		
19	要求水準書	11	2	(3)	3)				・災害拠点となる発電所 工事の目的として、挙げられている「大規模停電等の非常時の地域に対する電源供給」の計画・立案のため、想定電源供給地域への供給ルート(例:現6.6kV春近変電所連絡線)と供給容量をご教示願います。	No.20をご覧ください。
20	要求水準書	11	2	(3)	3)				大規模停電等の非常時の地域に対する電源供給 既存の配電系統による地域への電源供給を想定しておりますでしょうか。想定している場合には、電力会社との協議状況についてもご教示願います。	現在は、配電系統による地域への電源供給は想定していませんが、将来の法改正もふまえた提案をお願いします。
21	要求水準書	11	2	(3)	3)				大規模停電等の非常時の地域に対する電源供給 供給範囲はどこまでを想定しているのかご教示下さい。	発電所構内における電源提供を想定しています。
22	要求水準書	12	2	(4)	1)				工事対象施設 表-2.2 工事対象施設には導水路が記載されていませんが、様式集及び記載要領の様式4-(2)-(2)提案価格内訳書及び様式4-(3)-⑬-ii 改良修繕計画には導水路が記載されています。導水路は今回の対象外としてよろしいですか。	導水路は対象外ですが、上水槽の構造変更やかんがい用角落しゲートの設備改修等に伴い、導水路改修が必要な場合は対象となります。
23	要求水準書	12	2	(4)	1)				工事対象施設 (表-2.2 工事対象施設) 表-2.2の水車の項で、「水車出力12,700kW、2台」と記載されていますが、これは現状の水車仕様と考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書	14		(5)	1)				FIT認定取得 「FIT認定取得日から7年以内の発電設備の運転再開が求められることを十分勘案のうえ、FIT制度新設区分の認定に必要な更新・改修・補修計画を策定すること。」とありますが、7年以内の発電開始であれば、発電所機能に支障の出ない形でFIT対象外の工事が継続されていても良いのでしょうか。	工期(応募者の提案による。ただし、令和7年3月10日を超えないものとする。)を遵守してください。個別に確認が必要な事項があるならば、対面質疑を活用ください。
25	要求水準書	15	2	(5)	2)				工事用地と施設の配置 新たな用地取得に際して、地籍測量図等の提出と事務手続きの実施の責が記されています。それらの記載は、応募者の段階での履行を意味するものですか。補償費の交渉など、事業者を選定される以前に行う必要があるという理解で間違いありませんか。	No.27をご覧ください。
26	要求水準書	15	2	(5)					本工事全般に関する要求水準(図-2.11 事業範囲) 図-2.11に示すように、余水管はFIT制度の新設区分の適用外との理解で宜しいですか。	図-2.11に示すとおりです。
27	要求水準書	15		(5)	2)				工事用地と施設の配置 「新たに用地取得が必要な提案の場合、所有者の同意を事前に得るとともに、用地取得(所有権移転登記)に必要な、地整測量図、公図、登記簿等提出すること。」と記載がありますが、12月25日 提案審査書類の提出期限までに必要でしょうか。	所有者との事前交渉は県で実施します。詳細は参加資格確認通過者に対し、後日説明する予定です。

募集要項等に関する質問（参加資格関係以外）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項目	細目	項目名			
28	要求水準書	16	2	(5)	4)	イ)			環境対策に関する考え方	現在実施中の環境影響評価業務の内容について、工事中の影響評価も含めてご教示願います。	守秘義務開示対象資料、6_耐震診断・調査設計資料、2_春近発電所大規模改修に伴う影響業務評価概要が該当します。業務終了後(10月下旬)再度情報を開示する予定です。
29	要求水準書	16	2	(6)					工期	令和7年度からの運転開始を想定した調査・設計から工事の期間が定められています。契約後に生じた不測の事由(地震・豪雨等の自然災害, 環境規制等の変化, 関連事業等による遅延要因, その他)により終期が遅延した場合は、協議が可能との考えでよろしいですか。	令和元年10月初旬公表予定の「設計・施工請負契約書(案)」をご確認ください。
30	要求水準書	16		(6)					工程	初期の更新には時間がかかるが、長期的なLCCをトータルすると事業上優位な提案などの場合には、事業性評価の方が優先順位が高いという理解でよろしいでしょうか。	工期(応募者の提案による。ただし、令和7年3月10日を超えないものとする。)は遵守してください。その上で、優先交渉者選定基準により判断します。
31	要求水準書	16		(6)					工程	発電所機能に支障の出ない状況であれば、運転開始を優先し、FIT対象外の残工事を継続していても良いでしょうか。	No.24をご覧ください。
32	要求水準書	16		(6)					工程	現在の河川法協議の状況についてご教示願います。	事業に関する事前協議は実施しています。
33	要求水準書	17	3	(1)					施設に関する要求事項	募集要項の「7. 根拠とすべき法令等」に各種規格・要綱等が示されていますが、下記の対象施設について、「大規模地震(レベル2地震動)を満足する耐震性能」を確保するための準拠すべき基準をご指示ください。 ・取水設備 ・上水槽 ・水圧管路(基礎含む)	以下の指針等をご覧ください。 ・大規模地震に対するダム耐震性能照査指針(案)・同解説(国土交通省) ・コンクリート標準示方書(公益社団法人土木学会) ・道路橋示方書(公益社団法人日本道路協会) ・水門鉄管技術基準(一般社団法人電力土木技術協会) ・水力発電設備の耐震性能照査マニュアル(経済産業省原子力安全保安員)
34	要求水準書	17	3	(1)					施設に関する要求事項	上記の33に記した各施設について、考慮すべきレベル2地震動の波形や加速応答スペクトル、あるいは震度など具体的な設定条件はご提示いただけますか。	・春近発電所のレベル2地震動の設定条件はありません。 ・守秘義務に関する誓約書提出者に対し、管内発電所における設定条件資料を追加で配布します。 ・追加開示資料「6_平成28年度小渋第2発電所水路構造物健全性調査業務概要(抜粋)」 「7_西天竜発電所大規模改修工事(2工区)上水槽耐震照査及び補強検討報告書(抜粋)」をご覧ください。
35	要求水準書	17	3	(1)					施設に関する要求事項	要求事項に記載された耐震性能確保に係る提案にあたり、検討に必要な地盤情報(既存ボーリングデータ, 地質断面図, 地盤物性・土質試験結果など)はご提示いただけますか。	情報は持ち合わせていないため、提供はできません。

募集要項等に関する質問（参加資格関係以外）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
36	要求水準書	17	3	(1)					施設に関する要求事項	要求事項に記載された耐震性能確保に係る提案にあたり、検討に必要な既存施設の構造図、配筋図ならびに設計計算書などはご提示いただけますか。	提示資料の中で検討ください。
37	要求水準書	17	3	(1)	1)	エ)			(参考) 発電所建屋耐震診断等実績 「平成9年度 春近発電所本館建屋修繕調査」	「平成9年度春近(発)本館建屋修繕調査 第一次診断法報告書 P.25」に「平成8年度春近(発)本館建屋現地調査」とありますが、中性化やクラックの状況等を把握するため、この調査資料を開示願います。	・守秘義務に関する誓約書提出者に対し、追加で資料を配布します。 ・追加開示資料「5_平成8年度春近発電所本館建屋修繕工事現地調査報告書」をご覧ください。
38	要求水準書	17	3	(1)	1)	オ)			共通項目	「既設埋設配管は電線管を含めて、原則として再利用は認めない。」と記載されていますが、躯体内に打ち込まれている配管はどのように考えればよいかご教示ください。	新設する埋込配管や露出配管で検討ください。ただし、既設配管にパイプインパイプで施工することは可能とします。
39	要求水準書	17	3	(1)	1)	オ)			共通事項	「新設する水用配管はSUS管とすること」の水用配管とはどの範囲の施設を意味しますか。発電所建屋以下(水圧鉄管を含まないそれより下流側)との理解でよろしいですか。	水圧鉄管を除き、新設する水配管すべてが該当します。
40	要求水準書	17	3	(1)	1)	カ)			共通事項	発電所建屋内、及び敷地内の倉庫等の広さの指定はありますか。	提案する施設の目的及び機能を満足する広さのものを提案ください。
41	要求水準書	17	3	(1)	1)	キ)			共通項目	発電規模の計画にあたり、全体事業収支を検討する必要があると考えられますが、初期費用についてご指定の調達方法があればお教え頂けますでしょうか。	指定の調達方法はありません。
42	要求水準書	17	3	(1)	1)	キ)			共通事項	「発電規模の設計には…ピーク運転を前提…」とあるが、ピーク運転による発電所下流の本川下流ダム群への影響をどのように考慮したらよいか。	上流にある美和発電所との連携は必要ですが、春近発電所下流の天竜川本線への影響の検討は不要です。
43	要求水準書	17 19	3 3	(1) (1)	1) 7)	キ) カ)			ダム水路式、ピーク運転に合わせた効率的な設計	ピーク運転の条件(運転時間等)・貯水池運用ルールを定めているかご教示ください。	特に定めてありません。
44	要求水準書	17	3	(1)	1)	ク)			共通事項	「災害時における所内電源等の確保を目的として、自立運転が可能なこと…」とあるが、運転継続時間はどの程度必要か。	3日程度を想定しています。
45	要求水準書	17	3	(1)	1)	ク)			共通事項	「自立運転」とは水車発電機による運転を示しているのか。供給負荷が100kW程度(発電機出力の1%以下)では水車発電機では自立運転が困難となるが、水車発電機以外の代替え提案としてもよいか。	水車発電機を原則としますが、燃料補給が不要で長期電源供給可能な設備であれば代替提案も可能です。
46	要求水準書	17	3	(1)	1)	ク)			災害時における所内電源確保	電源の種類指定についてご教示ください。	電源の指定はありませんが、地域の災害拠点となるためAC100V及び200Vのコンセントを設置してください。
47	要求水準書	17	3	(1)	1)	ク)			災害時における所内電源の確保	災害時において確保すべき所内電源容量として100kW程度と記載ありますが、100kwの算出根拠をご教授ください。	既設所内電力の実績から算出しています。

募集要項等に関する質問（参加資格関係以外）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項目	細目	項目名			
48	要求水準書	17	3	(1)	2)	ア)			取水設備	「制水ゲートを更新すること。」とは、補修や修繕ではなく、ゲートを取替・新設するという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書	17	3	(1)	2)				取水設備	取水設備の工事期間の指定はありますか。	共同利水者等への用水供給に支障がある部分の工事は、非かんがい期において共同事業者等との調整のうえ実施してください。
50	要求水準書	17	3	(1)	2)				取水設備	取水設備についてア)からケ)の項目が記されていますが、更新するための提案として考えれば良いのでしょうか。	ア)からケ)の要求事項を満たした提案をしてください。
51	要求水準書	18	3	(1)	1)	エ)			共通項目	「発電所建屋、構造物他について必要な耐震性能を確保すること」とありますが、地中部分の耐震性能を確認する必要があることから、上水槽、水圧管路、発電所建屋、放水路等各箇所の土質調査結果をご教示ください。	情報は持ち合わせていないため、提供はできません。
52	要求水準書	18	3	(1)	2)	ケ)			取水設備	ゲートの更新(取替)を前提とした場合、管理事務所内の監視制御装置の改修は新設となります。本件については、システムの提案のみで費用や工事期間には触れないという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
53	要求水準書	18	3	(1)	3)	オ)			上水槽	かんがい用角落としゲート廃止の可否検討のための詳細図面、計算書、現況情報をご提示ください。	開示資料以外に情報は持ち合わせていないため、提供はできません。
54	要求水準書	18	3	(1)	4)	ア)			水圧管路	「余水管は原則更新」とあります。管厚測定などにより既設管の健全性が確認された場合、必ずしも更新の必要はないという理解でよろしいですか。	余水管については、60年間の健全性が担保できないため、更新と同等以上の提案を求めているものです。
55	要求水準書	18	3	(1)	4)	ア)			余水管	余水管の更新は、長寿命化を目的とした方法であれば、さや管以外の方法も認めるとの考えで宜しいでしょうか。	No.54をご覧ください。
56	要求水準書	19	3	(1)	5)	ア)			発電所建屋	建屋は、過去に耐震診断、改修が実施されていますが、H10年に実施された改修は耐震改修でしょうか？	ご理解のとおりです。
57	要求水準書	19	3	(1)	5)	ア)			耐震性能	「平成9年度春近(発)本館建屋修繕調査」の耐震診断基準は1990年版と見られますが、本計画は最新版の2017年版にて検討を行えばよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書	19	3	(1)	5)	ア)			耐震性能	新築時(当初工事)の図面、構造計算書がありましたら開示願います。	開示資料以外に情報は持ち合わせていないため、提供はできません。
59	要求水準書	19	3	(1)	5)	エ)			発電所建屋	「周囲の外観に合わせた改修」の表記がありますが、具体的な要求仕様がなければご提示ください。	周辺環境や新設建屋等と調和した改修を提案ください。

募集要項等に関する質問（参加資格関係以外）に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問事項	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
60	要求水準書	19	3	(1)	5)	エ)	⑤		発電所建屋	「旧事務所については取り壊し、必要に応じて建屋壁の補修を行うこと」とあるが、既設11kV及び、6.6kVのキュービクルは屋外に設置されているが、屋内仕様のキュービクルの設置場所として旧事務所を利用することは可能か。	旧事務所の再利用は認めません。
61	要求水準書	19	3	(1)	6)	ウ)			放水路	「天竜川の水位上昇に伴う、隧道被圧を考慮」とありますが、暗渠部も被圧の対象でしょうか？また、被圧対策を行った場合は、被圧を考慮しなくてもよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
62	要求水準書	19	3	(1)	6)	ウ)			天竜川の水位上昇	放水口付近の天竜川の現在の洪水水位(NWL,HWL)や河川縦断、標準断面図等があれば開示願います。	開示資料以外に情報は持ち合わせていないため、提供はできません。
63	要求水準書	19	3	(1)	7)	イ)			水車	水車形式に係る貴県の承諾は、今回提案を提出する前に得る必要がありますか。もしくは、承諾なしの提案が貴県の意向に沿わない場合、技術対話にて変更していくことが可能という理解でよろしいですか。	提案前の承諾は不要です。必要に応じて、技術対話で協議します。
64	要求水準書	20	3	(1)	8)	エ)			発電所の周波数	「周波数は60Hzを原則とする。」との記載がありますが、60Hz専用機で検討を進めることで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。必要に応じて対面質疑にてご質問ください。
65	要求水準書	20	3	(1)	10)	エ)			発電所及び上水槽における監視カメラ	発電所及び上水槽における監視カメラシステムは、現状のカメラシステムの有無にかかわらず、単独システムとして計画すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	要求水準書	20	3	(1)	10)				その他設備	「接地極について、既設流用も可能である」とあるが、至近の接地抵抗の測定データは利用可能か。	・守秘義務に関する誓約書提出者に対し、追加で資料を配布します。 ・追加開示資料「4_平成21年度電気工作物接地抵抗測定報告書」をご覧ください。
67	要求水準書	20	3	(1)	10)				その他設備	「接地極について、既設流用も可能である」とあるが、布設図はあるか。	守秘義務開示対象資料、5_電気関連資料、3_接地板埋設図が該当します。
68	要求水準書	24	3	(2)					更新・改修または補修が必要な施設 水圧鉄管	「水車内部に人が入って作業する場合は2段切りを原則としている」とあるが、2段切りとは入口弁の他に上流側に仕切弁等で流水を遮断する状態と解釈してよいか。下流側となる放水庭(ドラフト)側は現状のままでよいか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書	24	3	(2)					更新・改修または補修が必要な施設 水圧鉄管	「水車内部に人が入って作業する場合は2段切りを原則としている」とあるが、入口弁に機械的に動作ロックできる装置を設けることで、2段切りとしてして取り扱えるか。	No.68をご覧ください。
70	要求水準書	24	3	(2)					水圧鉄管	「1条Y分岐のため、一方の水車を運転しながら他方の水車内部の作業を行えない」とありますが、入口弁の閉塞だけでは規定上、作業できないということでしょうか。(二重の遮断が必要ということでしょうか)	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問（参加資格関係以外）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項目	細目	項目名			
71	要求水準書	—	—	—	—				その他	水車発電機の一部を海外で製作(国内メーカーの指導により国内規格を準拠)することに問題はないか。	問題ありません。
72	要求水準書	—	—	—	—				その他	天井クレーンは更新の必要はあるか。使用可能であれば既設クレーンの仕様(定格荷重、吊り範囲:平面、上限、下限等)を提供してほしい。	事業者からの提案によります。維持管理上、既設クレーンで支障がない場合は再利用可能です。 (既存仕様) 吊上げ荷重:主巻50.0t、補巻10.0t スパン:9.00m 走行距離:26.26m リフト:主巻12.0m、補巻19.5m
73	要求水準書	—	—	—	—				その他	アスベスト・PCB・水銀の使用された機器、建屋はあるか。これらがあれば撤去・処理は受注者で実施するのか。	無いことを想定しています。追加調査が必要と判断される場合は、県と協議のうえ、事業者が実施してください。また、新たに確認された場合は事業者で撤去・処分を実施するものとし、変更契約の対象とします。
74	要求水準書	—	—	—	—				その他	次の資料はありますか。また、提供はしていただけるか。 ①接地極の接地抵抗測定記録 ②接地線布設図 ③既設放水庭構造図(吸出し管との接続部がわかる図面) ④発電所建屋詳細構造図 ⑤水車発電機の詳細図(断面図他) ⑥河川水の水質データ(水温、HP値、土砂混入量など) ⑦既設水車ランナの補修履歴 ⑧平成9年の耐震診断結果 ⑨平成10年の本館建屋修繕工事の報告書	① No.66をご覧ください。 ② No.67をご覧ください。 ③ 守秘義務開示対象資料、2_対象エリア及び関係施設の図面、8_放水路・放水口、801_放水池設計図をご覧ください。 ④ 守秘義務開示対象資料、2_対象エリア及び関係施設の図面、6_発電所建屋をご覧ください。 ⑤ 守秘義務に関する誓約書提出者に対し、追加で資料を配布します。 追加開示資料「2_水車発電機組立図」をご覧ください。 ⑥ 水温は、守秘義務開示対象資料、4_使用水量データ、1_高遠ダム管理月報(H19～30)の「貯水温」が該当します。また、HP値、土砂混入量などの情報は持ち合わせていないため、提供はできません。 ⑦ 守秘義務に関する誓約書提出者に対し、追加で資料を配布します。 追加開示資料「9_ランナ更新補修履歴」をご覧ください。 ⑧⑨ 守秘義務開示対象資料、6_耐震診断・調査設計資料、1_本館建屋耐震調査・修繕が該当します。
75	要求水準書	29	3	(4)	1)	エ)			共同利水者等との調整	[また、非かんがい期は用水の供給停止は可能]と記載がありますが、要求水準書P.6には、第2横坑からの分水は1年を通して必要との記載があり、どちらが正かご教示ください。	非かんがい期に用水供給停止することは可能ですが、停止期間については共同事業者等と協議を行い支障の無いよう工事を実施してください。

募集要項等に関する質問（参加資格関係以外）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項目	細目	項目名			
76	要求水準書	29	3	(4)	1)	オ)			工事期間中の仮設ヤード等の整備	「本工事用地外に現場事務所、仮設ヤード等を設置する場合も同様に施工計画書その旨を記載するとともに、事業者の費用により用地を確保し、管理すること。」と記載がありますが、提案書提出前に、土地所有者と事前に交渉をしても良いでしょうか。	No.27をご覧ください。
77	要求水準書	29	3	(4)	2)	ア)			工事完了に伴う要求	不測の事由に伴う試運転の実施日が遅延する場合、事前の協議が可能との考えでよろしいですか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書	29	3	(4)	2)	ア)			試運転の実施	試験運転(連測運転)は連続運転ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。
79	募集要項	5	I	8					参考価格	I-8節に参考価格が提示されていますが、年度ごとの支払い条件を示して頂けますか。	年度ごとの支払いは、応募者の提案に基づき決定します。これに関連し、様式集及び記載要領を変更するのでご確認ください。
80	募集要項	6	II	3	(3)					共同企業体(JV)において下請け予定者を体制表に明示する必要がありますか。	様式集及び記載要領の様式4-(3)-②の実施体制についての質問との認識で、以下回答します。下請け予定者を体制に明示することは可能ですが、提案書に記載された内容は、事業開始後、記載された内容どおりの履行義務が発生することをご確認ください。少なくとも、「協力企業」に該当する企業は、提案内容のとおり発注関係としていただく必要があります。
81	募集要項	12	III	3	(4)				現地説明・見学会	令和元年10月4日に実施予定の現地説明・見学会は既存施設の健全性等の調査診断など、提案のための詳細調査の実施は可能ですか。	他の参加者の見学に支障がない範囲で、非破壊検査等は可能です。詳細は、参加資格保有者に対し、参加資格確認結果の通過と併せて、個別に通知します。
82	募集要項	12	III	3	(4)				現地説明・見学会	同上、現場説明・見学会で詳細調査が実施可能な場合、各施設毎調査を目的とした複数班の参加の是非は設定されていますか。	他の参加者の見学に支障がない範囲で、複数班の参加は可能です。参加資格保有者に対し、参加資格確認結果の通過と併せて、個別に通知します。
83	募集要項	12	III	3	(4)				現地説明・見学会	現地説明・見学会の他、任意で現地の測量、調査、見学は可能ですか。	発電停止を伴わない測量、調査、見学は、別途期間を限定して実施する予定です。参加資格保有者に対し、参加資格確認結果の通過と併せて、個別に通知します。
84	守秘義務対象開示資料	2	8						806.放水路定規図	覆工コンクリートには鉄筋が配置されていますが、構造計算によって決まったものであれば計算書を開示願います。	開示資料以外に情報は持ち合わせていないため、提供はできません。

募集要項等に関する質問（参加資格関係以外）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問事項	回答	
		頁	章	節	細節	項目	細目	項目名			
85	守秘義務対象開示資料	4	1						使用水量データ	高遠ダム管理月報に加えて新山川取水口の取水量(農業用分水と発電の内訳有り)を開示頂くことは可能でしょうか。	現在新山取水口からの取水は行っていません。
86	守秘義務対象開示資料	6	2						春近発電所大規模改修に伴う影響業務評価概要	調査項目が猛禽類調査と相関植生調査のみとなっておりますが、対象項目が限定されている理由をご教示願います。例えば、関係機関との事前協議により決定されている等。	事業者の提案により環境影響調査項目は決まるものと考えられますが、最低限必要と想定される項目を県で選定しています。
87	優先交渉権者選定基準	8	Ⅲ	2	(2)				事業全体に関する項目	地域貢献(県内企業の参画)の項目に地元参画のポジション別の評価、県内企業の本店所在地別の評価が記載されていますが、順位別の評価を示して頂けますか。	順位別の評価は公表しません。
88	優先交渉権者選定基準	8	Ⅲ	2	(2)	6			6「地域貢献」の審査の視点	地元参画のポジション別の評価について、「JV構成員、協力企業、その他、の順で評価する」となっていますが、具体的な配点区分について明示していただく事は出来ないでしょうか。またJVの比率の大小によって評価は変わると理解してよろしいでしょうか。	地元参画のポジション別の評価について、配点区分は公表しません。JV比率の評価は、ご理解のとおりです。
89	優先交渉権者選定基準	8	Ⅲ	2	(2)	6			6「地域貢献」の審査の視点	県内企業の本店所在地別の評価について、「上伊那、南信、県内の順に評価する」となっていますが、具体的な配点区分について明示いただくことはできないでしょうか。また県内に本店の他に営業所がある場合は、同様に評価していただけると理解してよろしいのでしょうか。	県内企業の本店所在地別の評価について、配点区分は公表しません。県内に本店の他に営業所がある場合の評価については、ご理解のとおりです。
90	様式集及び記載要領	48	Ⅲ		4				設計建設業務に関する提案書	様式4-(3)-⑩改修における課題解決に健全度調査結果とありますが、これは何を意味するものですか。	建屋修繕調査が該当します。